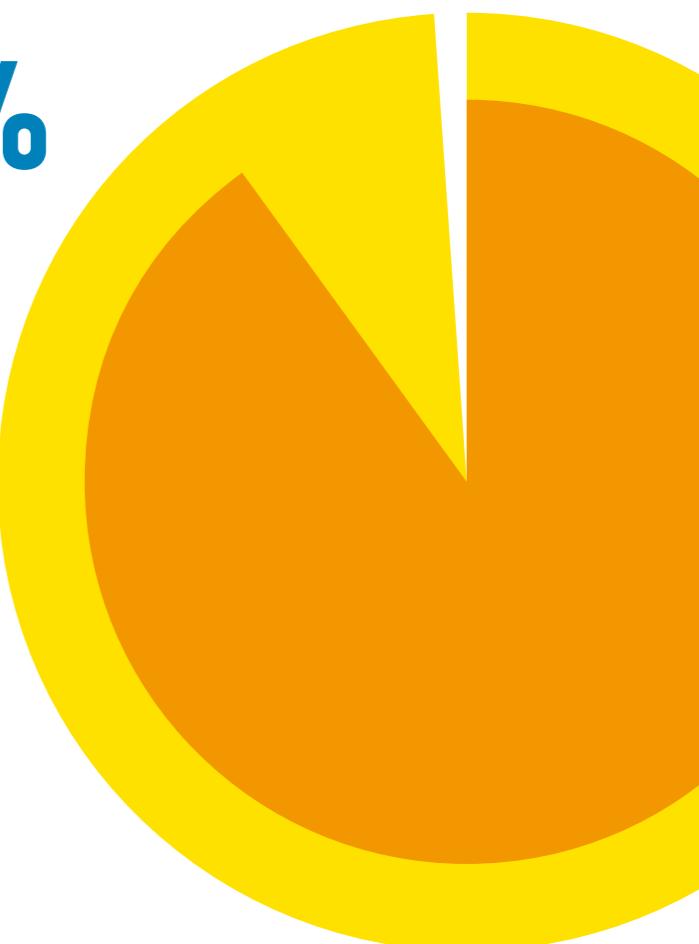




沖縄県の
99.9%
の声を
未来に。



「沖縄県中小企業の振興に関する条例」(改正版)

令和2年3月

知って得する支援策補助金ガイド/
<https://100support.okinawa>

中小企業100の支援

中小企業に向けた18支援機関の
主要な施策の概要を紹介したサイト
です。ぜひご活用ください。



沖縄県にある事業者の 99.9%が中小企業です。

中小企業は広範かつ多種多様な産業分野で活動し、様々なものやサービスを県民に提供するなど、県経済および県民生活の基盤を支えている重要な存在です。

中小企業の声を未来に、それが 「沖縄県中小企業の振興に関する条例」

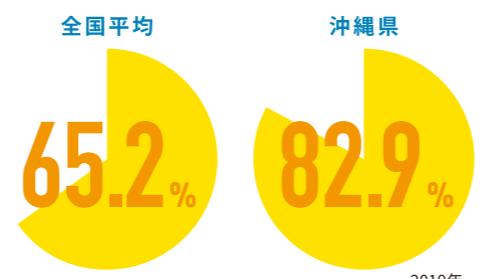
県内各地域の産業の成長、就業機会の増加、消費の活性化、県民生活の向上など、地域が活性化することで中小企業への成長へと繋がります。平成20年に制定された「沖縄県中小企業の振興に関する条例」の最大の目的は、県内の中小企業を支援し、県経済の発展につなげることです。



■ 1 事業所あたりの従業員数



■ 企業の後継者不在率



■ 労働生産性 (単位:万円)



「沖縄県中小企業の振興に関する条例」の 一部改正の背景

消費税率引き上げ対策や災害時の業務継続など 小規模企業の抱える様々な課題

企業数全体の約99.9%が中小企業で構成されており、さらにその中でも従業員数20名以下の小規模企業が全体の85.8%を占めています。国も、小規模企業の課題に焦点をあてた取り組みを進めており、商工会・商工会議所等にも小規模企業を支える新たな支援や役割が求められています。

全国水準を見据えた経営基盤の強化を目指して

県内中小企業の1事業所あたりの従業員数は8.6人であり、全国平均の10.6人に比べて2人も少なく、都道府県別に見ても零細で脆弱な経営基盤となっています。経営基盤の強化を図るためにも、中小企業関連団体への加入を推進し、経営能力を向上させることが必要です。

情報通信技術の活用と事業の承継・廃止の円滑化

県内の人一人当たり労働生産性は全国最低水準にあり、後継者不在率も全国平均65.2%に対し82.9%との調査結果もあるなど、新たな課題が顕在化してきています。労働生産性を高めるIT技術を活用するとともに、事業承継の課題解決に向けた取組を推進する必要があります。

「沖縄県中小企業の振興に関する条例」 その役割と未来

今回の条例改正により、中小企業の振興について、中小企業、中小企業関連団体がそれぞれの立場で主体的に取り組むことを推進します。そして、県においては、本県の中小企業を取り巻く様々な課題を克服するため、引き続き、中小企業の総合的な支援施策の充実強化を図り、「中小企業が元気に活躍するおきなわ」を目指します。

データの出典元:中小企業庁「2018年版中小企業白書-付属統計資料」
沖縄県「後継者不在企業」動向調査(2019年／帝国データバンク)
内閣府沖縄総合事務局「平成30年度沖縄における生産性向上に向けた労働生産性分析調査」

沖縄県中小企業支援施策体系図

中小企業を支援することは県にとって重要な事業のひとつになります。

ここでは、条例の基本理念を実現するため、県が取り組む事項(基本方針)を大きく6つに分けて規定しています。

沖縄県中小企業の振興に関する条例(第6条)

1 経営革新の促進

- 新商品
- 新役務開発
- 新生産方式導入
- 新販売
- 提供方式導入
- 新経営管理方式導入
- 情報提供・助言等
- 情報通信技術の活用

2 創業の促進

- ビジネスプラン事業化
- 創業資金
- 情報提供・助言等

3 経営基盤の強化

- 人材の確保
- 人材育成(技能向上)
- 設備の導入
- 連携(経営資源補完)
- 情報提供・助言等
- 受注機会の確保

4 事業の承継又は廃止の円滑化

- 親族間承継
- 従業員間承継
- 社外への引き継ぎ(M&A)
- 経営資源(従業員・設備・販売先など)の引き継ぎによる円滑な廃止

5 資金調達の円滑化

- 金融機関との協調融資
- 信用補完制度

6 環境変化への適応の円滑化

- 連鎖倒産防止
- 事業転換等
- 災害等緊急対策

※今回の条例改正により、新たに基本方針に盛り込んだ規定

中小企業振興条例の紹介

(一部抜粋)



第7条 中小企業その他の関係者の意見の反映

現場で働く人々の意見を吸いあげ、今後の施策に反映させるというものです。

これにより現場のニーズを反映した新施策を策定したり、既存施策の改善などが期待できます。

他県でも中小企業振興条例は制定されていますが、この項目は本県の大きな特徴になります。



第8条 基本方針を踏まえた支援計画の策定等

支援計画の内容は、前ページで紹介した「経営革新の促進」「創業の促進」「経営基盤の強化」「事業の承継又は廃止の円滑化」「資金調達の円滑化」「環境変化への適応の円滑化」の6つの基本方針にそったものです。

さらに、前条にあるように関係者の意見を尊重し、支援計画を策定後は遅滞なくそれを公表するよう定めています。



第9条 支援計画に定めた事業の実施状況の公表

実際に実施された施策はホームページで毎年公表し、誰でも閲覧できるよう義務づけています。

また、新施策が決まり次第、これらもホームページにて随時発表する決まりになっています。



第10条 施策実施上の配慮

中小企業の自主的な経営努力を助長するという本来の目的を忘れず、県は中小企業のおかれている状況や抱えている問題点等を考慮してサポートするよう定めたものです。県が認識している課題と中小企業が抱えている経営課題が異なったまま施策を推し進めることがないよう注意しています。



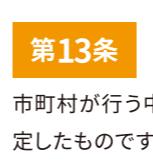
第11条 産学行政の連携の確保

必要に応じて「産」「学」「行政」の各主体に協力を求めることを規定しています。個々の施策を実施する上で、それぞれ得意分野をもつ各主体(事業者、大学、国、県、市町村)が相互に密接に連携することによって、中小企業にとって効果的な施策になることを期待しています。



第12条 財政上の措置

具体的な施策や事業を行うときにかかる必要な費用確保を、県の責務として努力するよう明記したものです。



第13条 市町村への協力

市町村が行う中小企業振興に関する施策に対する県の協力を規定したものです。県同様に市町村もまた独自に中小企業振興に関する条例を制定し施策等を策定、実施することは可能です。その際、市町村が主体的に進めるものに関して、県に情報提供や技術的なアドバイス、その他の協力を依頼された場合、その求めに応じることを規定しています。



施策の推進イメージ

PDCAサイクルで「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を推進

本条例第7条にある「中小企業者その他の関係者の意見の反映」を踏まえて、施策をより充実させることがこの条例の特徴です。いつ、どこで、誰が、どのタイミングで施策策定に関われるのか、それを時系列で表したもののが下記の図のようになります。昨年度の実施状況を振り返り、それを次年度の施策に役立てる。このサイクルを毎年繰り返すことによって、県内の中小企業の質を高めていこうという狙いがあります。



施策の推進の具体的な取り組み

県では、このPDCAサイクルを通して「沖縄県中小企業支援計画」を毎年度策定しており、県融資制度の利便性の向上をはじめ、販路開拓や人材の育成・確保、経営資源確保のための情報提供など、支援内容の充実に努めています。なお、「沖縄県中小企業支援計画」は、各事業を効果的にご利用いただけます。条例の基本方針を踏まえた体系に整理しています。

沖縄県の中小企業支援のための事業を整理した
「沖縄県中小企業支援計画」を毎年度策定しています。

沖縄県 中小企業支援計画

沖縄県中小企業の振興に関する条例

(平成20年3月28日 条例第18号)

目次: 第1章 総則 (第1条—第5条)、第2章 基本方針 (第6条)、第3章 施策の策定等に関する措置 (第7条—第13条) 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業(小規模企業を含む。以下同じ。)の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経営の革新 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (3) 経営資源 中小企業基本法第2条第4項に規定する資源をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 産学行政の連携 事業者(経済団体を含む。第11条において同じ。)、大学等(大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関をいう。第11条において同じ。)又は国(独立行政法人及び政府関係金融機関を含む。第11条において同じ。)、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するものであることにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者及び中小企業関連団体の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。
2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体(次項及び第4項において「中小企業関連団体」という。)は、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
3 中小企業者は、その経営能力の向上を図るために、中小企業関連団体に加入するよう努めるものとする。
4 中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の情報通信技術の活用による生産性の向上その他の経営の革新の促進を図ること。
- (2) 中小企業の創業の促進を図ること。
- (3) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (4) 中小企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (6) 経済的・社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

第3章 施策の策定等に関する措置

(中小企業者その他の関係者の意見の反映)

第7条 知事は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与するとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により意見が述べられた場合にあっては、当該意見(次項において「提出意見」という。)を十分に考慮して、中小企業の振興に関する施策を策定しなければならない。

3 知事は、中小企業の振興に関する施策を策定した場合には、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 当該施策を講ずることとする理由又は目的及び当該施策の内容
- (2) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- (3) 提出意見を考慮した結果及びその理由

4 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

(基本方針を踏まえた支援計画の策定等)

第8条 知事は、中小企業支援法第4条第1項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画(以下「支援計画」という。)を定めるに当たっては、同条第2項の規定によるほか、第6条の基本方針を踏まえるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、支援計画を定める場合について準用する。

3 知事は、支援計画を定めた場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

(支援計画に定めた事業の実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、支援計画に定めた事業の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。この場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

(施策実施上の配慮)

第10条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について十分に配慮し、独立した中小企業者の自主的な努力を阻害することのないようにしなければならない。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業の事業活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮し、中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与することとなるよう努めなければならない。

3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、融資その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

(産学行政の連携の確保)

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が適切に実施されるよう、必要に応じ、事業者、大学等又は国若しくは市町村に対し、産学行政の連携について必要な協力を求めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第13条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。